

改正

令和 4 年 9 月22日 4 千保高介発第476号

令和 7 年 4 月 1 日 7 千保高介発第154号

令和 7 年 6 月 1 日 7 千保高介発第190号

令和 7 年 8 月26日 7 千保高介発第470号

千代田区介護職員等永年勤続表彰実施要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、区内の介護事業所等に勤務する介護職員等であって、多年にわたり職務に精励した者を区長が表彰することにより、当該職員を慰労するとともに他の介護職員等の勤務意欲を高め、もって介護職員等の定着率の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において使用する用語の意義は、次に掲げるところによる。

- (1) 介護事業所等 別表に掲げる事業所等をいう。
- (2) 介護職員等 介護福祉士その他の者であって、介護事業所等に勤務する全ての職員をいう。

(表彰の種類及び基準)

第 3 条 表彰の種類及び基準については、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げるとおりとする。

- (1) 勤続 5 年表彰 介護事業所等に勤務した期間が、通算して 5 年以上であること。
- (2) 勤続10年表彰 介護事業所等に勤務した期間が、通算して10年以上であること。
- (3) 勤続20年表彰 介護事業所等に勤務した期間が、通算して20年以上であること。
- (4) 勤続30年表彰 介護事業所等に勤務した期間が、通算して30年以上であること。

(表彰対象者)

第 4 条 前条の規定に基づく表彰の対象となる者は、現に千代田区介護サービス推進協議会に登録している区内の介護事業所等に基準日において継続して 1 年以上勤務する介護職員等であって、常勤職員又は常勤職員に準ずる職員（1 週間当たりの所定労働時間が30時間以上である職員をいう。）とする。

(欠格事項)

第 5 条 次の各号のいずれかに該当する者は、表彰を受けることができない。

- (1) 刑事事件に関して、現に起訴されている者又は拘禁刑以上の刑に処せられその執行を終え

るまでの者若しくはその執行を受けることがなくなるまでの者

(2) 前号に掲げるもののほか、区長が表彰することを適当でないと認める者

(勤務期間の計算等)

第6条 第3条各号の勤務した期間の計算については、表彰しようとする年度の10月1日を基準日として、別に定める。

(表彰候補者の推薦)

第7条 介護事業所等の長は、当該事業所内に第3条各号に掲げる基準に該当する者があるときは、千代田区介護職員等永年勤続表彰推薦書(第1号様式)により区長に推薦するものとする。

2 前項に規定する推薦は、第3条各号の基準を満たした年度以降において行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、同条各号の基準を満たすこととなる年度以降においても推薦することができる。

(1) 現に勤務する介護事業所等以外における職務経歴があることが新たに確認され、推薦を行おうとする年度より前に第3条各号の基準を満たしていたことが明らかになった場合

(2) 勤務期間の通算の対象となる資格及び休業等があることが新たに確認され、推薦を行おうとする年度より前に第3条各号の基準を満たしていたことが明らかになった場合

(3) その他前2号に準ずる場合として、第3条各号の基準を満たしており、推薦を行うことが適当であると認められる場合

(表彰の決定)

第8条 区長は、前条第1項の規定による推薦があったときは、その内容を審査し、表彰することを決定したときは、千代田区介護職員等永年勤続表彰決定通知書(第2号様式)により通知する。

(表彰の方法)

第9条 区長は、前条の規定により表彰することを決定したときは、表彰状及び記念品を授与するものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、保健福祉部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則 (令和4年9月22日4千保高介発第476号)

この要綱は、令和４年10月１日から施行する。

附 則（令和７年４月１日 千保高介発第154号）

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

附 則（令和７年６月１日 千保高介発第190号）

この要綱は、令和７年６月１日から施行する。

附 則（令和７年８月26日 千保高介発第470号）

この要綱は、令和７年９月１日から施行する。

別表（第２条第１号関係）

	サービスの種別	介護事業所等の種別
1	介護保険施設	介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護医療院
2	指定居宅サービス関係	訪問介護事業所 訪問入浴介護事業所 訪問看護事業所 訪問リハビリテーション事業所 通所介護事業所 通所リハビリテーション事業所 短期入所生活介護事業所 短期入所療養介護事業所 特定施設入居者生活介護事業所 福祉用具貸与事業所 居宅療養管理指導事業所
3	指定介護予防サービス関係	介護予防訪問入浴介護事業所 介護予防訪問看護事業所 介護予防訪問リハビリテーション事業所 介護予防通所リハビリテーション事業所 介護予防短期入所生活介護事業所

		介護予防短期入所療養介護事業所 介護予防特定施設入居者生活介護事業所 介護予防福祉用具貸与事業所 介護予防居宅療養管理指導事業所
4	指定地域密着型サービス関係	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 夜間対応型訪問介護事業所 地域密着型通所介護事業所 認知症対応型通所介護事業所 小規模多機能型居宅介護事業所 認知症対応型共同生活介護事業所 地域密着型特定施設入居者生活介護事業所 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所 看護小規模多機能型居宅介護事業所
5	指定地域密着型介護予防サービス関係	介護予防認知症対応型通所介護事業所 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所 介護予防認知症対応型共同生活介護事業所
6	指定居宅介護支援関係	居宅介護支援事業所
7	指定介護予防支援関係	地域包括支援センター
8	その他	かがやきプラザ相談センター

様式（略）